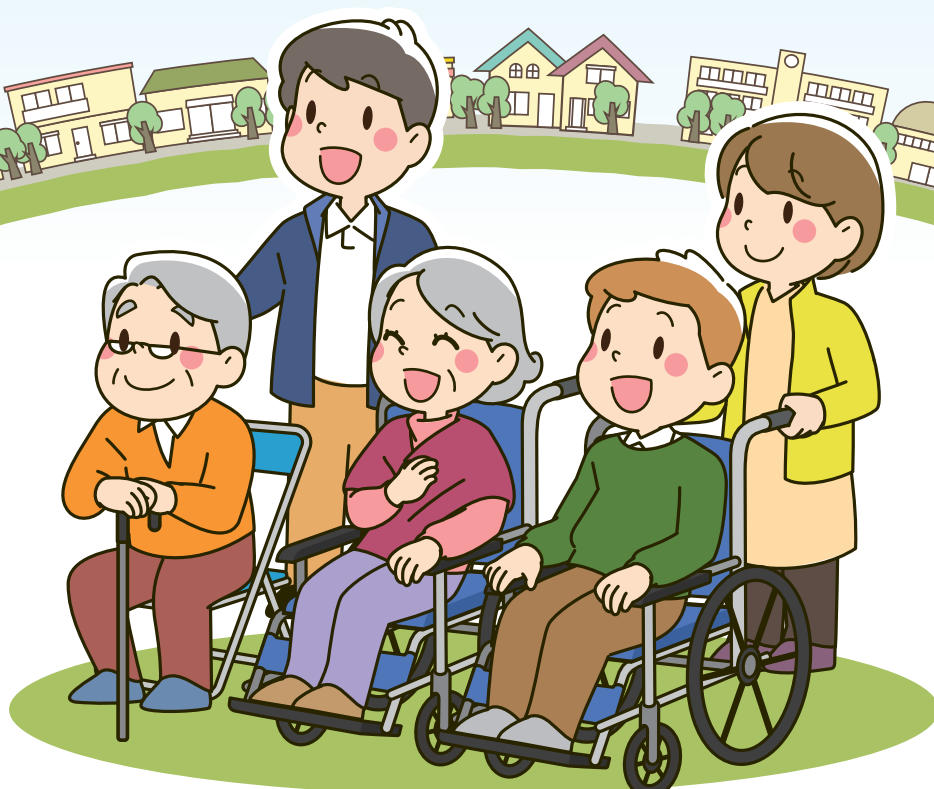


尾張旭市

第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・ 第3期障がい児福祉計画

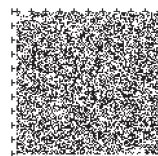
概要版



令和6年3月
尾 張 旭 市

音声コード「Uni-Voice」の付与について

この概要版には、目の不自由な方などへの情報提供に役立てられている音声コード「Uni-Voice」を採用しており、音声コードとコード位置認識のため、切り込みを入れています。ページ角にあるコードに対し、スマートフォン用に無償提供されている「Uni-Voice」アプリを使用すると、音声に変換し文章を読み上げます。

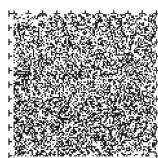
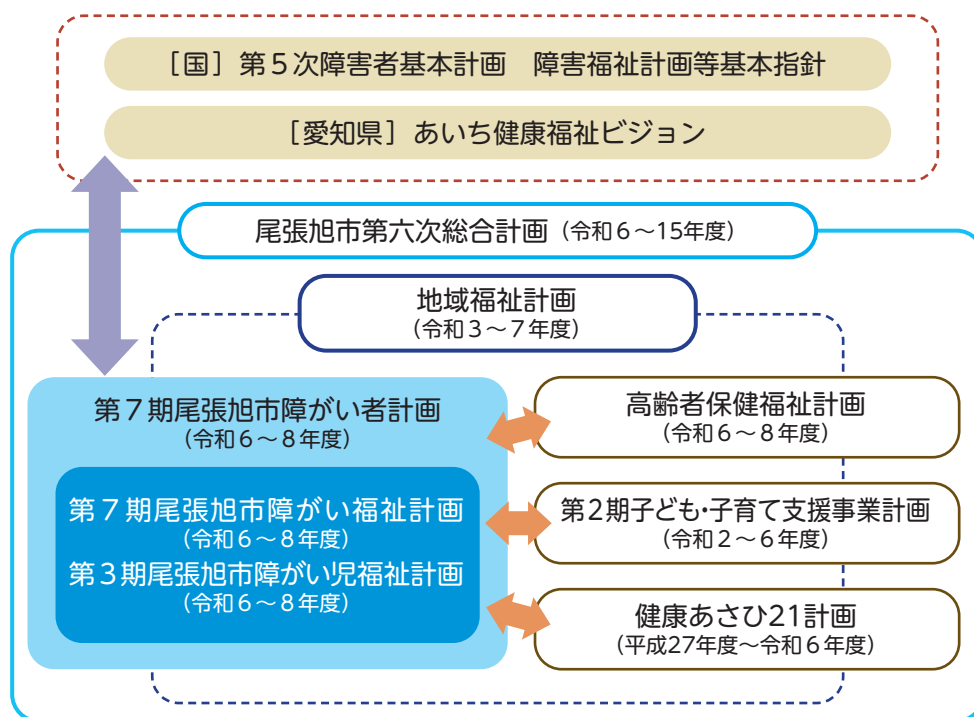


新しい障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画を策定しました

尾張旭市第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画は、「障害者基本法第11条第3項」に基づき障がい者施策の基本方向を総合的、体系的に定める「障がい者計画」と、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第88条」に基づき障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保について定める「障がい福祉計画」、また、平成28年5月の児童福祉法の一部改正により、策定が義務付けられたもので、児童福祉法に基づくサービスの見込み量、見込み量確保のための方策を定める「障がい児福祉計画」を一体的に策定します。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
名 称	尾張旭市 第7期障がい者計画	尾張旭市 第7期障がい福祉計画	尾張旭市 第3期障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 (第11条第3項)	障害者総合支援法 (第88条第1項)	児童福祉法 (第33条の20第1項)
内 容	市の障がい者の状況等を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な事項を定める計画	障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画	障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の計画的な確保等を目的に策定する計画
計画期間	3年を1期とする		

本計画の策定にあたっては、国の「第5次障害者基本計画」及び愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」、また、「尾張旭市第六次総合計画」、福祉の上位計画である地域福祉計画や高齢者保健福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、健康あさひ21計画等の関連計画と整合を図りながら策定します。



基本理念

「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」という障害者基本法の考え方を背景に、「尾張旭市第五次総合計画」に掲げる将来像の実現をめざし、これまでの計画に引き続き、「誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして～ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち“尾張旭”」を基本理念とし、各種施策のさらなる推進を図ります。

～誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして～
ともに生きよう！みんなで支えあう
住みよいまち“尾張旭”



基本的な視点

本市においては、次に掲げる4つの視点を念頭に、計画を策定し、それに基づく施策を推進していきます。

視点1 共生社会の実現に向けた取り組み

共生社会の実現に向けて、地域住民が主体となって地域づくりに取り組む仕組みや従来の枠にとらわれない柔軟なサービス提供の体制が求められています。障がいの有無にかかわらずすべての市民が支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域における包括的な支援体制の構築が必要です。

視点2 障がいを理由とする差別の解消

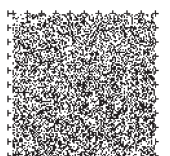
障がいのある人が生活を営む上での制約となる社会的障壁を除去するため、合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別の解消を推進し、誰もが人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現が必要です。

視点3 ライフステージに沿った切れ目のない包括的な支援

障がいのある人がライフステージに沿った切れ目のない支援を受けられるよう、多岐にわたる分野が連携するとともに地域住民と協働して、障がいのある人の自立と社会参加という観点に立ち、障がいの特性に応じた支援を行うことが必要です。

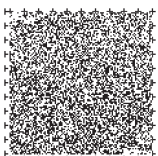
視点4 社会参加の推進と安全の確保

障がいのある人が、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加しやすい環境を整える必要があります。また、障がいのある人が地域において安全に安心して生活を送ることができるよう、災害や感染症に対する支援体制の充実を図ることが必要です。



施策体系

基本理念	基本的な視点	基本目標	施策の方向
ともに生きよう！みんなで支えあう住みよいまち 尾張旭 ～誰もが自分らしくいきいきと暮らす福祉の街をめざして～	視点1 共生社会の実現に向けた取り組み 視点2 障がい者を理由とする差別の解消 視点3 ライフステージに沿った切れ目のない包括的な支援 視点4 社会参加の推進と安全確保	1. わかり合うために	(1) 障がいの理解に向けた取り組みの推進 (2) 地域共生をめざす交流の促進
		2. 健やかに生きるために	(1) 障がいの早期発見と疾病予防の充実 (2) 医療と保健・福祉との連携促進
		3. 子どもの可能性を伸ばすために	(1) 発達が気になる子どもと保護者への支援の充実 (2) 地域でともに学び育つ機会の充実 (3) インクルーシブ教育の充実
		4. いきいきと活動するために	(1) 雇用・就労支援の促進 (2) 文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進
		5. 安心して暮らしていくために	(1) 包括的な相談支援の充実 (2) 権利擁護の推進 (3) 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実 (4) 障がい福祉にかかる人材確保・育成の促進
		6. 安全で快適に暮らすために	(1) 地域生活支援の充実 (2) 外出したくなるまちづくりの推進 (3) 防災・防犯・感染症対策の推進
		第7期障がい福祉計画	1 第6期障がい福祉計画の進捗状況 2 第7期障がい福祉計画の成果目標 3 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策 4 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策
		第3期障がい児福祉計画	1 第2期障がい児福祉計画の進捗状況 2 第3期障がい児福祉計画の成果目標 3 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策



第7期障がい者計画

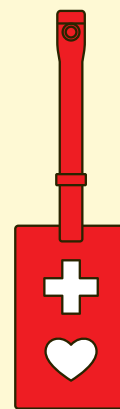
✿ 基本目標1 わかり合うために ✿

障がいのある人も障がいのない人もお互いがわかり合うために、障がいに関わる周知・啓発、幼い頃からの福祉教育などの充実を図ります。また、障害者差別解消法に基づく不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮、虐待防止などについて周知・啓発を図ります。

施策1 障がいの理解に向けた取り組みの推進

主な取り組み

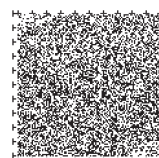
- ① 障がい者差別の解消、虐待の防止の普及啓発
- ② 障がい・障がい者の正しい知識の普及・理解促進
- ③ 障がい者マークの周知
- ④ ヘルプマーク及びヘルプカードの普及
- ⑤ 講演会・研修会等の実施
- ⑥ 福祉実践教室の実施
- ⑦ ボランティア活動への参加
- ⑧ 当事者団体等の活動の周知
- ⑨ 施設内容の周知



施策2 地域共生をめざす交流の促進

主な取り組み

- ① 障がいのある人と地域住民の交流機会の創出
- ② 自治会等への働きかけ
- ③ 特別支援学級交流事業の実施
- ④ 福祉マインドフェアでの交流促進
- ⑤ 団体間の交流支援



✿ 基本目標 2 健やかに生きるために ✿

障がいの原因となる疾病の予防や早期発見、こころの健康づくり等健やかに生きるための施策を積極的に展開するとともに、医療・保健・福祉の連携を促進します。また、医療的ケア等を必要とする人が地域で安心して暮らせるよう支援体制の充実を図ります。

施策 1 障がいの早期発見と疾病予防の充実

主な取り組み

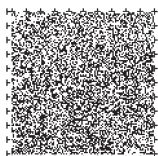
- ① 保健事業の充実
- ② 健康づくり事業の推進
- ③ こころの健康相談の充実
- ④ 難病の人の状況把握と障害福祉サービスの利用促進
- ⑤ 発達障がいの人等の障害福祉サービス利用促進



施策 2 医療と保健・福祉との連携促進

主な取り組み

- ① 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを構築
- ② 地域の医療提供体制の構築
- ③ 医療的ケア児等の支援体制の強化及び支援の充実
- ④ かかりつけ医の促進
- ⑤ 医療費の助成事業の周知
- ⑥ 精神疾患や難治性疾患等に関する正しい知識の普及



✿ 基本目標3 子どもの可能性を伸ばすために ✿

障がいのある子どもや成長・発達に不安がある子どもがそれぞれの可能性を伸ばすことができるよう療育の充実、保護者への支援に努めます。また、子どものライフステージに沿った切れ目のない支援を行うため、保健・福祉・教育等の関係機関などが連携し、ネットワークの強化を図ります。

施策1 発達が気になる子どもと保護者への支援の充実

主な取り組み

- ① 「こどもの発達センター」における支援の充実
- ② 啓発事業や研修の実施
- ③ 児童発達支援センターの体制充実
- ④ 関係機関との連携強化
- ⑤ 支援体制の強化
- ⑥ 乳幼児健康診査後のフォローの充実
- ⑦ 親子通園教室（ピンポンパン教室）の充実
- ⑧ 児童通所支援事業所の質の確保



施策2 地域でともに学び育つ機会の充実

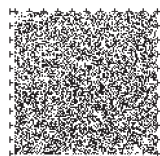
主な取り組み

- ① サポート保育（インクルーシブ保育）の推進
- ② 保育士の資質向上
- ③ 交流保育の推進
- ④ 児童クラブでの受け入れ
- ⑤ 保育園のバリアフリー化

施策3 インクルーシブ教育の充実

主な取り組み

- ① 医療的ケア児等に対する支援の充実
- ② 合意形成を原則とした就学先の決定
- ③ 合理的配慮の提供
- ④ インクルーシブ教育の推進
- ⑤ 特別支援教育の充実
- ⑥ 通級指導の充実
- ⑦ 就学相談等の充実
- ⑧ 進路相談の充実
- ⑨ 担当教員の資質向上
- ⑩ 学校施設のバリアフリー化の推進



✿ 基本目標4 いきいきと活動するために ✿

障がいのある人が自分らしく、いきいきと活動するために、就労に関する支援の充実を図るとともに文化芸術、スポーツ、レクリエーションなどあらゆる場面で参加しやすい社会の実現をめざします。

施策1 雇用・就労支援の促進

主な取り組み

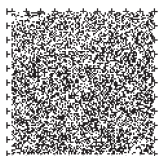
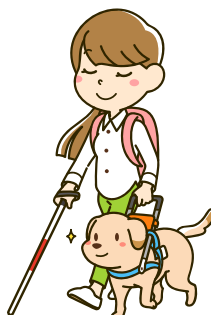
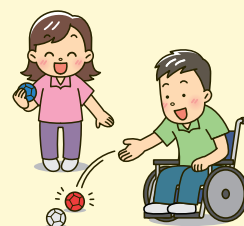
- ① 就労支援機関との連携
- ② 障がい者雇用についての啓発
- ③ 障害者雇用助成制度等の周知
- ④ 合理的配慮提供義務の啓発
- ⑤ 障がい者の就労等相談体制の整備
- ⑥ ジョブコーチ制度の周知
- ⑦ 優先調達の推進と受注機会の拡大



施策2 文化芸術・スポーツ・レクリエーションの推進

主な取り組み

- ① インクルーシブなスポーツ・レクリエーションの促進
- ② 各種講座・講演、イベント等の充実
- ③ 聴覚障がいの人への配慮
- ④ 生涯学習講座のオンライン化
- ⑤ 障がい者スポーツの普及
- ⑥ 文化・スポーツ施設等のバリアフリー化
- ⑦ 図書館サービスの充実



✿ 基本目標 5 安心して暮らしていくために ✿

障がいのある人が安心して暮らしていくために、一人ひとりの多様なニーズに対応する相談支援や地域生活を支えるサービスの充実を図ります。また、障害福祉サービス提供事業者における人材育成支援を通じて、福祉人材を確保していきます。さらには、成年後見制度利用促進や虐待防止対策など障がいのある人の権利擁護に取り組んでいきます。

施策 1 包括的な相談支援の充実

主な取り組み

- ① 基幹相談支援事業の充実
- ② 包括的な相談支援体制整備の検討
- ③ 精神障がいのある人にも対応した地域包括ケアシステム構築
- ④ ピアカウンセリングの推進

施策 2 権利擁護の推進

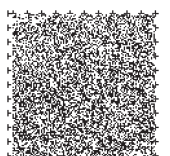
主な取り組み

- ① 権利擁護制度の周知
- ② 成年後見制度の利用推進
- ③ 市民後見人の育成促進
- ④ 虐待防止の推進
- ⑤ 虐待防止や早期発見・対応のための連携強化
- ⑥ 関係機関や市民への周知

施策 3 福祉サービス等の利用促進と情報提供の充実

主な取り組み

- ① ライフステージを考慮したガイドブックの作成
- ② 市広報誌、市ホームページの充実
- ③ 市ホームページの配慮
- ④ 手話通訳者の設置
- ⑤ イベント等における障がいのある人への配慮
- ⑥ 視覚に障がいのある人への情報提供
- ⑦ 手話言語の普及と障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進
- ⑧ 障害福祉サービス等事業所と連携した取り組みの推進



施策4 障がい福祉にかかる人材確保・育成の促進

主な取り組み

- ① 障害福祉サービス事業所における情報共有・人材育成の支援
- ② 福祉に関わる仕事の魅力のPR
- ③ 児童生徒の福祉現場における体験交流の機会の創出

✿ 基本目標6 安全で快適に暮らすために ✿

障がいのある人が地域において安全で快適に暮らすために、外出したくなるまちづくりを推進します。また、地域生活拠点の充実を図り、グループホームなどを利用しやすい環境整備を進めていきます。さらには、防災や防犯等の対策に地域全体で取り組んでいきます。

施策1 地域でともに学び育つ機会の充実

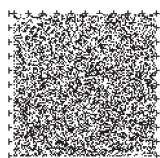
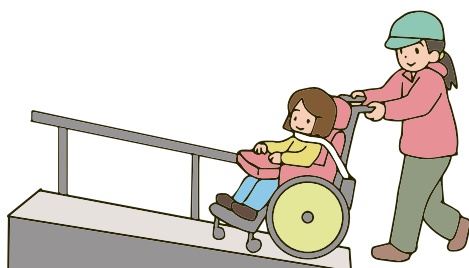
主な取り組み

- ① 地域生活支援拠点等の整備及び充実
- ② グループホームの整備に対する支援
- ③ 住居を探すサポートの充実
- ④ 住宅改修費の給付の周知
- ⑤ 地域住民の主体的な取り組みの推進

施策2 外出したくなるまちづくりの推進

主な取り組み

- ① 人にやさしい街づくりの推進
- ② こころのバリアフリー化の推進
- ③ 障がい者補助犬の受け入れの普及
- ④ 市営バスの利便性の向上
- ⑤ タクシー料金の助成による外出支援
- ⑥ 重度身体障がいのある人に対する外出支援
- ⑦ 移動支援の充実に向けた連携強化



施策3 防災・防犯・感染症対策の推進

主な取り組み

- ① 避難行動要支援者に対する支援の推進
- ② 防災活動への参加促進
- ③ 火災予防、避難訓練等の指導
- ④ 避難所における配慮
- ⑤ 福祉避難所における配慮
- ⑥ ストーマ用装具の一時保管
- ⑦ 障害福祉サービス事業所における災害対策の充実
- ⑧ 在宅避難に関する支援の充実
- ⑨ 音声によらない119番通報の普及促進
- ⑩ 登録した電話やFAXへの防災・気象情報の配信
- ⑪ 消費者被害防止の体制の充実
- ⑫ 感染症対策の推進
- ⑬ 防犯対策の推進

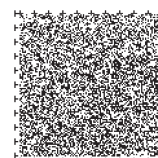


第7期障がい福祉計画

1 第7期障がい福祉計画の成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

基準値		区 分	目標数値
			令和8年度
令和4年度末の施設入所者数	26人	地域生活移行者数	2人
		施設入所者の削減数	2人



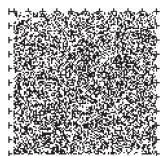
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

区 分		目標数値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（年間）		1回	1回	1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	保 健	1人	1人	1人
	医 療（精神科）	1人	1人	1人
	医 療（精神科以外）	1人	1人	1人
	福 祉	5人	5人	5人
	介 護	1人	1人	1人
	当事者	1人	1人	1人
	家族等	1人	1人	1人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数（年間）		1回	1回	1回

区 分	目標数値
長期入院患者数の地域移行に伴う基盤整備量（利用者数）	37人
65歳以上利用者数	15人
65歳未満利用者数	22人

(3) 地域生活支援拠点等の整備

区 分	目標数値
地域生活支援拠点等の設置か所数	1か所
地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	1人
地域生活支援拠点等の検証及び検討の実施回数（年間）	1回
強度行動障がいをもつ人への支援体制の整備	有



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

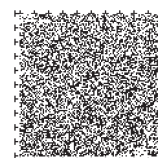
区 分	基準値	目標数値
	令和3年度	令和8年度
一般就労への移行者数	221人	287人 (1.28倍以上)
就労移行支援	42人	56人 (1.31倍以上)
就労継続支援A型	63人	82人 (1.29倍以上)
就労継続支援B型	116人	149人 (1.28倍以上)
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—	2か所 (全体の5割以上)
就労定着支援事業の利用者数	15人	22人 (1.41倍以上)
就労定着支援事業利用終了後、一定期間の就労定着率が7割以上の事業所	—	1か所 (全体の2割5分以上)

(5) 相談支援体制の充実・強化

項 目			目標数値		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
障がい者基幹相談支援センターの設置			有	有	有
障がい者基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数		7件	8件	9件
	地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数		5件	5件	5件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数		6回	6回	6回
	個別事例の支援内容の検証の実施回数		3回	3回	3回
	主任相談支援専門員の配置数		0人	1人	1人
障害者地域自立支援連携会議における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	事例検討	実施回数	2回	2回	2回
		参加事業所・機関数	6機関	6機関	6機関
	専門部会	設置数	4部会	4部会	4部会
		実施回数	4回	4回	4回

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

項 目		目標数値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市職員の参加人数	5人	5人	5人
障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有	分析結果の共有体制	有	有	有
	事業所や関係自治体等との共有の実施回数	1回	1回	1回

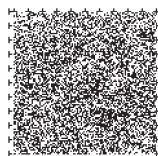


2 障がい福祉サービスの必要量の見込みと確保のための方策

[月あたりの見込み量を示しています]

サービス名		令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問系	総利用時間 (①～⑤)	3,071時間 (138人)	3,248時間 (142人)	3,292時間 (144人)	3,363時間 (147人)
	①居宅介護 (ホームヘルプ)	2,658時間 (120人)	2,724時間 (123人)	2,768時間 (125人)	2,813時間 (127人)
	②重度訪問介護	131時間 (2人)	137時間 (2人)	137時間 (2人)	137時間 (2人)
	③同行援護	231時間 (10人)	286時間 (11人)	286時間 (11人)	312時間 (12人)
	④行動援護	51時間 (6人)	101時間 (6人)	101時間 (6人)	101時間 (6人)
	⑤重度障害者等包括支援	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0時間 (0人)	0時間 (0人)
日中活動系	⑥生活介護	2,747人日 (133人)	2,818人日 (138人) 【25人】	2,890人日 (144人) 【26人】	2,965人日 (150人) 【27人】
	⑦自立訓練 (機能訓練)	26人日 (2人)	26人日 (2人)	26人日 (2人)	26人日 (2人)
	⑧自立訓練 (生活訓練)	55人日 (5人)	55人日 (5人)	55人日 (6人)	55人日 (6人)
	⑨就労選択支援	—	—	3人	10人
	⑩就労移行支援	821人日 (42人)	984人日 (46人)	1,180人日 (51人)	1,414人日 (56人)
	⑪就労継続支援 (A型)	1,280人日 (61人)	1,280人日 (61人)	1,280人日 (61人)	1,280人日 (61人)
	⑫就労継続支援 (B型)	2,263人日 (128人)	2,341人日 (135人)	2,422人日 (142人)	2,506人日 (149人)
	⑬就労定着支援	16人	18人	19人	21人
	⑭療養介護	3人	3人	3人	3人
	⑮短期入所 (福祉型)	133人日 (45人)	133人日 (45人) 【2人】	133人日 (45人) 【3人】	133人日 (45人) 【4人】
	⑯短期入所 (医療型)	19人日 (5人)	19人日 (5人) 【1人】	19人日 (5人) 【2人】	19人日 (5人) 【3人】
居住系	⑰自立生活援助	0人 【0人】	0人 【0人】	0人 【0人】	1人 【1人】
	⑱共同生活援助 (グループホーム)	51人 【13人】	57人 【17人】 【3人】	60人 【18人】 【4人】	63人 【19人】 【5人】
	⑲施設入所支援	26人	26人	25人	24人
⑳相談支援	計画相談支援	120人	125人	130人	135人
	地域移行支援	1人 【1人】	1人 【1人】	1人 【1人】	1人 【1人】
	地域定着支援	0人 【0人】	0人 【0人】	1人 【1人】	1人 【1人】

※ 【 】 は重複障がいがある人、〔 〕 は精神障がいがある人



3 地域生活支援事業の必要量の見込みと確保のための方策

障がいのある人が、地域において、その人らしい自立した生活を営むことができるよう、次の事業を行います。

必須事業

- ①理解促進研修・啓発事業
- ②自発的活動支援事業
- ③相談支援事業
- ④成年後見制度利用支援事業
- ⑤成年後見制度法人後見支援事業
- ⑥意思疎通支援事業
- ⑦日常生活用具給付等事業
- ⑧手話奉仕員養成研修事業
- ⑨移動支援事業
- ⑩地域活動支援センター事業

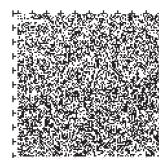
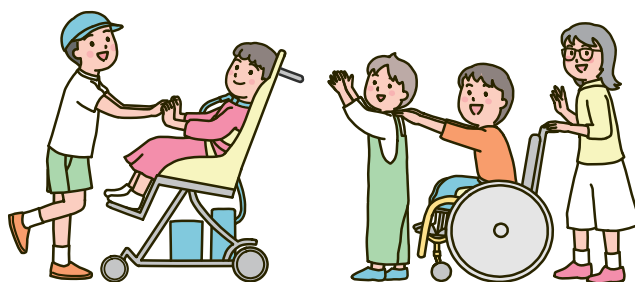
任意事業

- ①訪問入浴サービス事業
- ②日中一時支援事業
- ③スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
- ④点字・声の広報等発行事業
- ⑤自動車運転免許取得・自動車改造費助成事業
- ⑥成年後見制度普及啓発事業
- ⑦障害支援区分認定等事務事業

第3期障がい児福祉計画

1 第3期障がい児福祉計画の成果目標

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	整備済
障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制の構築	令和8年度末までに構築
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	整備済
医療的ケア児等の支援に関して、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場	設置済
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	設置済



2 障がい児支援の必要量の見込みと確保のための方策

[月あたりの見込み量を示しています]

サービス名			令和４年度 (実績)	令和６年度	令和７年度	令和８年度
障害児通所支援	児童発達支援		552人日 (69人)	520人日 (66人)	560人日 (70人)	600人日 (74人)
	放課後等デイサービス		2,567人日 (207人)	2,371人日 (215人)	2,426人日 (220人)	2,481人日 (225人)
	保育所等訪問支援		6人日 (4人)	14人日 (7人)	16人日 (8人)	18人日 (9人)
	医療型児童発達支援		0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
	居宅訪問型児童発達支援		0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)	0人日 (0人)
障害児相談支援			60人	70人	75人	80人
医療的ケア児等に対する関連分野の支援 を調整するコーディネーター			1人	1人	1人	1人
発達障がい児等に対する支援	ペアレントトレーニング やペアレントプログラム 等の支援プログラム等の 受講者数（保護者）及び 実施者数（支援者）	受講者数	28人	40人	43人	45人
		実施者数	1人	1人	1人	1人
	ペアレントメンターの人数		7人	8人	8人	8人
	ピアサポートの活動への参加人数		0人	0人	0人	8人

3 子ども・子育て支援

区 分		令和4年度 (実績)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所における障がい児等の受け入れ人数		76人	75人	75人	75人
放課後児童健全育成事業(児童クラブ・学童クラブ)における障がい児等の受け入れ人数		20人	36人	36人	36人
	1～3年生	15人	27人	27人	27人
	4～6年生	5人	9人	9人	9人
親子通園教室(ピンポンパン教室)利用児数		40人	40人	40人	40人

尾張旭市〈概要版〉

第7期障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

令和6年3月

発行：尾張旭市

編集：健康福祉部福祉課 こども子育て部子育て相談課

〒488-8666 愛知県尾張旭市東大道町原田2600-1

(福祉課) TEL：0561-76-8142 FAX：0561-52-3749

(子育て相談課) TEL：0561-53-6103 FAX：0561-52-2299

HPアドレス：https://www.city.owariasahi.lg.jp

